

東京都宿泊税条例施行規則（平成十四年東京都規則第百八十五号）新旧対照表（抄）

改 正 後	改 正 前
第一条及び第二条 （現行のとおり） （申告期限の特例の要件等） 第三条 条例第七条第二項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。 二 <u>第三項の規定による申請の際に、同項の申請書を提出した日の属する月（以下この条において「申請月」という。）及び申請月の前二月の各月において提出すべき納入申告書（条例第七条第一項に規定する納入申告書をいう。以下この条において同じ。）を条例第七条第一項の規定により提出していること。</u> （削除） 二 （現行のとおり） 三 <u>申請月の前二月の初日</u>以後に宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないこと	第一条及び第二条 （略） （申告期限の特例の要件等） 第三条 条例第七条第二項に規定する<u>申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</u> 二 <u>条例第七条第二項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年（以下この項及び次項において「適用年」という。）の前々年の十二月から前年の十一月までの宿泊に係る当該ホテル等における宿泊税の納入すべき金額の合計額が百二十万円以下であること。</u> 二 <u>当該ホテル等の経営を開始した日が適用年の前年の一月一日前であること。</u> 三 （略） 四 <u>適用年の前年の一月一日</u>以後に宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないこ

その他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

四 申請月の前二月の初日以後に当該特別徴収義務者が都税に係る徴収金（条例第九条第二項に規定する徴収金をいう。）を滞納していないこと。

五 （現行のとおり）

2 前項第一号の規定は、次項の規定による申請の際に、申請月の末日までに提出すべき納入申告書の提出がなかった場合について準用する。この場合において、前項第一号中「及び申請月の前二月の各月」とあるのは、「の前三月の各月」と読み替えるものとする。

3 条例第七条第二項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、次項に規定する期限までに、知事に提出しなければならない。

一及び二 （現行のとおり）

三 第一項第一号の規定による納入申告書の提出の有無（削除）

四から六まで （現行のとおり）

とその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

五 適用年の前年の一月一日以後に当該特別徴収義務者が都税に係る徴収金（条例第九条第二項に規定する徴収金をいう。）を滞納していないこと。

六 （略）

（新設）

2 条例第七条第二項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、適用年の一月三十一日までに、知事に提出しなければならない。

一及び二 （略）

三 前項第一号に規定する宿泊税に係る納入金の合計額

四 経営開始年月日

五から七まで （略）

4 次の表の上欄に掲げる月から条例第七条第二項の規定による納入申告書の提出を行おうとする者は、それぞれ同表の下欄に掲げる期限までに、前項の申請書を知事に提出しなければならない。

<u>三月</u>	<u>上欄に掲げる月の属する年の前年の十月末日まで</u>
<u>六月</u>	<u>上欄に掲げる月の属する年の一月末日まで</u>
<u>九月</u>	<u>上欄に掲げる月の属する年の四月末日まで</u>
<u>十二月</u>	<u>上欄に掲げる月の属する年の七月末日まで</u>

5 条例第七条第二項の規定による特別徴収義務者の指定は、第三項の規定による申請が第一項の要件を満たすものと認め、当該申請を承認する場合に、宿泊税申告納期限の特例適用者指定通知書により行う。

6 (現行のとおり)

(特別徴収義務者の登録を要しない者)

(新設)

3 条例第七条第二項の規定による特別徴収義務者の指定は、前項の申請が第一項の要件を満たすものと認め、当該申請を承認する場合に、宿泊税申告納期限の特例適用者指定通知書により行う。

4 (略)

(特別徴収義務者の登録を要しない者)

第四条 条例第八条第一項に規定する特別徴収義務者の登録を要しないものとして規則で定める者は、当該ホテル等において条例第三条に規定する宿泊料金が一人一泊について一万三千円以上となる宿泊がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことが確実であるホテル等の特別徴収義務者とする。

2 (現行のとおり)

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等)

第五条及び第五条の二 (現行のとおり)

(文書等の様式)

第六条 宿泊税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申告書等の種類	様式
一及び二 (現行のとおり)	(現行のとおり)
三 <u>第三条第三項</u> の申請書	(現行のとおり)
四 <u>第三条第五項</u> の宿泊税申告納期限の特例適用者指定通知書又は <u>同条第六項</u> の宿泊税申告納期限の特例適用者指	(現行のとおり)

第四条 条例第八条第一項に規定する特別徴収義務者の登録を要しないものとして規則で定める者は、当該ホテル等において条例第三条に規定する宿泊料金が一人一泊について一万円以上となる宿泊がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことが確実であるホテル等の特別徴収義務者とする。

2 (略)

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等)

第五条及び第五条の二 (略)

(文書等の様式)

第六条 宿泊税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申告書等の種類	様式
一及び二 (略)	(略)
三 <u>第三条第二項</u> の申請書	(略)
四 <u>第三条第三項</u> の宿泊税申告納期限の特例適用者指定通知書又は <u>同条第四項</u> の宿泊税申告納期限の特例適用者指	(略)

定取消通知書		定取消通知書	
五から十五まで（現行のとおり）	（現行のとおり）	五から十五まで（略）	（略）
<u>十六 条例第八条の二第一項又は第二項の規定による申告書</u>	<u>別記第十六号様式</u>	<u>十六（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>十七 条例第八条の二第一項又は第二項の規定による申請書</u>	<u>別記第十七号様式</u>	<u>十七（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>十八 条例第八条の二第一項又は第二項の規定による申請に対する通知書</u>	<u>別記第十八号様式</u>	<u>十八（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>十九 条例第八条の二第三項の規定による申請書</u>	<u>別記第十九号様式</u>	<u>十九（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>二十 条例第八条の二第三項の規定による申請に対する通知書</u>	<u>別記第二十号様式</u>	<u>二十（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>二十一 宿泊税過料処分通知書</u>	<u>別記第二十一号様式</u>	<u>二十一（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>二十二 宿泊税過料処分報告書</u>	<u>別記第二十二号様式</u>	<u>二十二（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>二十三 宿泊税過料処分整理簿</u>	<u>別記第二十三号様式</u>	<u>二十三（新設）</u>	<u>（新設）</u>

(賦課徴収)

第七条 宿泊税の賦課徴収についてはこの規則に定めるもののほか、東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号。以下「都税条例施行規則」という。）の定めるところによる。この場合において、都税条例施行規則第三条中「
八 特別土地保有税の賦課徴収に関する事務のうち、調査に関する事項
」とあるのは「
八 特別土地保有税の賦課徴収に関する事務のうち、調査に関する事項
九 宿泊税の賦課徴収に関する事務のうち、ホテル等の所在地が都内複数にわたることその他特別の事情があることにより知事において行うことが適当と認める宿泊税に係る賦課徴収の調査に関する事項
」と、都税条例施行規則第四十四条（見出しを含む。）中「帳簿」とあるのは「帳簿等」と、「同条に」とあるのは「東京都宿泊税条例（平成十四年東京都条例第百十一号）第十二条の規定により読み替えられた条例第二百十二条に」と、「」の備

(賦課徴収)

第七条 宿泊税の賦課徴収についてはこの規則に定めるもののほか、東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号。以下「都税条例施行規則」という。）の定めるところによる。この場合において、都税条例施行規則第三条中「
八 特別土地保有税の賦課徴収に関する事務のうち、調査に関する事項
」とあるのは「
八 特別土地保有税の賦課徴収に関する事務のうち、調査に関する事項
九 宿泊税の賦課徴収に関する事務のうち、ホテル等の所在地が都内複数にわたることその他特別の事情があることにより知事において行うことが適当と認める宿泊税に係る賦課徴収の調査に関する事項
」と、都税条例施行規則第四十四条（見出しを含む。）中「帳簿」とあるのは「帳簿等」と、「同条に」とあるのは「東京都宿泊税条例（平成十四年東京都条例第百十一号）第十二条の規定により読み替えられた条例第二百十二条に」と、「」の備

付け及び保存」とあるのは「」の備付け及び保存（書類にあつては、作成及び保存。以下この条及び次条において同じ。）」と、「行っている場合」とあるのは「行っている場合（書類にあつては、当該電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（取引年月日その他の日付を検索の条件として設定すること及びその範囲を指定して条件を設定することができるものに限る。）を確保して当該電磁的記録の保存を行っている場合）」と、都税条例施行規則第四十五条（見出しを含む。）中「帳簿」とあるのは「帳簿等」と、同条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「前条第一項各号（書類にあつては、同項第一号及び第三号）」と、「行っている場合」とあるのは「行っている場合（書類にあつては、当該者が同項に規定する特定要件（同項第二号ハからホまでに掲げるものに限る。）に従つて当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っている場合）」と、「掲げる要件に従つて当該電磁的記録の備付け」とあるのは「掲げる要件に従つて当該電磁的記録の備付け（書類にあつては、作成）」とする。

付け及び保存」とあるのは「」の備付け及び保存（書類にあつては、作成及び保存。以下この条及び次条において同じ。）」と、「行っている場合」とあるのは「行っている場合（書類にあつては、当該電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（取引年月日その他の日付を検索の条件として設定すること及びその範囲を指定して条件を設定することができるものに限る。）を確保して当該電磁的記録の保存を行っている場合）」と、同条第二項第二号ホ中「三年」とあるのは「三年（書類にあつては二年）」と、都税条例施行規則第四十五条（見出しを含む。）中「帳簿」とあるのは「帳簿等」と、同条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「前条第一項各号（書類にあつては、同項第一号及び第三号）」と、「行っている場合」とあるのは「行っている場合（書類にあつては、当該者が同項に規定する特定要件（同項第二号ハからホまでに掲げるものに限る。）に従つて当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っている場合）」と、「掲げる要件に従つて当該電磁的記録の備付け」とあるのは「掲げる要件に従つて当該電磁的記録の備付け（書類にあつては、作成）」

別記		とする。	
第一号様式	(現行のとおり)	第一号様式	(略)
<u>第二号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>	<u>第二号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>
<u>第三号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>	<u>第三号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>
<u>第四号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>	<u>第四号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>
<u>第五号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>	<u>第五号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>
<u>第六号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>	<u>第六号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>
第七号様式及び第八号様式	(現行のとおり)	第七号様式及び第八号様式	(略)
<u>第九号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>	<u>第九号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>
<u>第十号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>	<u>第十号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>
<u>第十号の二様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>	<u>第十号の二様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>
第十一号様式	(現行のとおり)	第十一号様式	(略)
<u>第十二号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>	<u>第十二号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>
第十二号の二様式から第十三号様式(乙)まで	(現行のとおり)	第十二号の二様式から第十三号様式(乙)まで	(略)
<u>第十四号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>	<u>第十四号様式</u>	<u>(別紙のとおり)</u>
第十五号様式	(現行のとおり)	第十五号様式	(略)

<u>第十六号様式</u>	<u>(写真原稿のとおり)</u>	(新設)
<u>第十七号様式</u>	<u>(写真原稿のとおり)</u>	(新設)
<u>第十八号様式</u>	<u>(写真原稿のとおり)</u>	(新設)
<u>第十九号様式</u>	<u>(写真原稿のとおり)</u>	(新設)
<u>第二十号様式</u>	<u>(写真原稿のとおり)</u>	(新設)
<u>第二十一号様式</u>	<u>(写真原稿のとおり)</u>	(新設)
<u>第二十二号様式</u>	<u>(写真原稿のとおり)</u>	(新設)
<u>第二十三号様式</u>	<u>(写真原稿のとおり)</u>	(新設)